

三重県

産業廃棄物の適正な処理の 推進に関する条例

(平成21年4月1日施行)



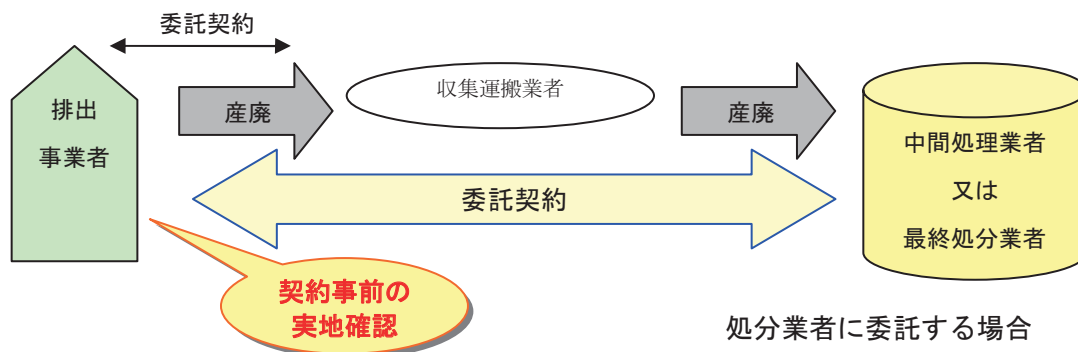
三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の皆さんの現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的として、この条例を制定しました。

1 産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ

- ・産業廃棄物の処分を委託する場合、委託先の許可保有状況、能力等を確認してください。
- ・産業廃棄物の発生場所以外で保管する場合は、県に届け出てください。

(1) 処分を委託する場合の確認等（第7条）

- ・事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者（注1）に委託しようとするときは、委託しようとする処分業者が、その産業廃棄物を処分するための**能力を現に有していることを確認**してください。
- ・また、確認した事項を**記録し、5年間保存**しておかなければなりません。その確認をした日から一年を経過した日以後、引き続き同じ処分業者に委託しようとするときも同様です。



（注1：産業廃棄物処分業者とは、産業廃棄物の中間処理や最終処分について、許可を受けて行う事業者をいいます。）

- ・処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、その処分業者への搬入の停止など、必要な措置を講じた上、不適正な処分の状況や講じた措置の内容を**県に報告**してください。

(2) 産業廃棄物の保管場所に係る届出（第8条）

事業活動に伴って生じた産業廃棄物をその産業廃棄物が生じた工場や解体作業現場等以外の場所（県の区域内に限ります。）で保管するときは、**保管を開始する日までに**、その産業廃棄物の保管場所について、下記の事項を**届け出**てください。

- ◆ 保管場所の所在地、面積、土地所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ◆ 産業廃棄物の種類及び数量
- ◆ 産業廃棄物の保管の方法
- ◆ 保管場所の使用開始予定年月日

<適用除外>

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ◆ 保管場所の面積が100㎡に満たないとき。
- ◆ 産業廃棄物処理施設（注2）が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。
- ◆ 4日以内の保管をするとき（例えば、金曜日に産業廃棄物の保管を始め、月曜日までにその場所から全ての産業廃棄物を搬出する場合などです）。
- ◆ PCB特別措置法第8条の届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。
- ◆ 自動車リサイクル法で規定する関連事業者（注3）が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。

・届出事項に変更があった場合や、保管場所の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を県に**届け出**てください。

（3）保管場所に係る届出違反に対する罰則（第26条）

- ・保管場所の届出を行わなかった場合は **10万円以下の罰金**、変更・廃止の届出を行わなかった場合は科料に処されます。

（注2：ここでいう産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物の破碎や焼却などを行うための、廃棄物処理法で定められた一定規模以上の処理能力を備えている施設をいいます。）

（注3：自動車リサイクル法で規定する関連事業者とは、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいいます。）

2 三重県内に産業廃棄物を搬入して処分しようとする県外排出事業者の皆様へ

事前に搬入の内容を届け出てください。

（1）県内搬入に係る届出（第9条第1項、第10条第1項）

県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するため、搬入しようとするときは、搬入する日の**15日前までに**、搬入する産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間等について、県に**届け出**てください。

また、届出事項に変更があった場合も変更しようとする日の15日前までの**変更届**が必要です。

（2）指定特別管理産業廃棄物に係る届出（第9条第2項、第10条第2項）

廃棄物処理法に規定する**特定有害産業廃棄物のうち廃石綿等以外の特定有害産業廃棄物**（「**指定特別管理産業廃棄物**」）といます。注4）などを県内で処分するため、搬入しようとするときは、その搬入する日の**20日前までに**、搬入する指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間等を県に**届け出**てください。

また、届出事項に変更があった場合も、変更しようとする日の20日前までの**変更届**が必要です。

（3）勧告及び公表（第11条）

- ・県は、（1）又は（2）の届出に係る産業廃棄物について、不適正な処分が県内で行われるお

それがあある場合は、届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを**勧告**する場合があります。

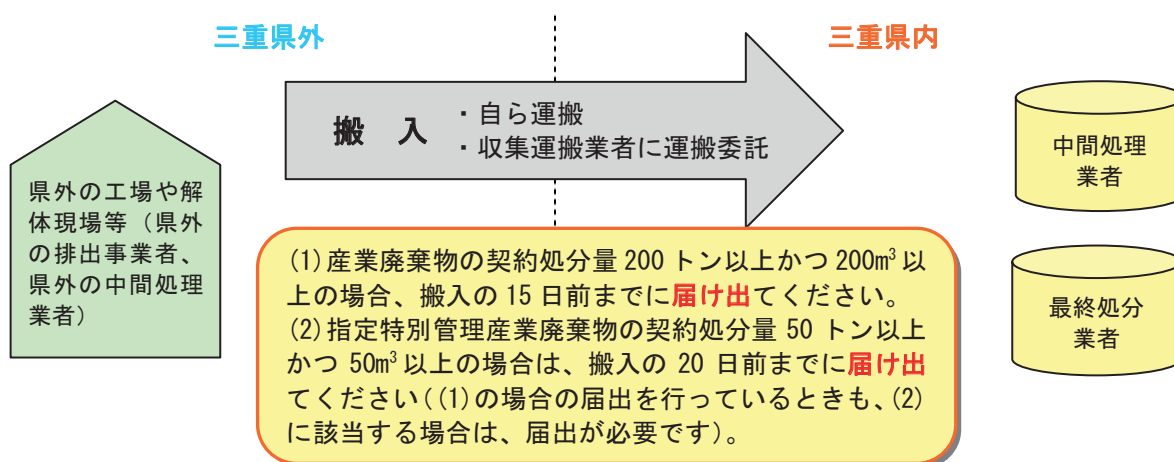
また、勧告を受けた県外排出事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容並びに当該県外排出事業者の**氏名又は名称を公表**する場合があります。

・ 県は、県外排出事業者が（１）又は（２）の届出を行わないで産業廃棄物を県内へ搬入したときは、氏名等を**公表**することがあります。

（４）指定特別管理産業廃棄物に係る報告等（第12条）

・ 県は、（２）の届出があったときは、速やかにその内容をその指定特別管理産業廃棄物の処分が行われる場所の所在する**市町長に通知**します。

・ 届出等の内容はその届出等に関する事務を取り扱う地域機関で閲覧することができます。



（注４：指定特別管理産業廃棄物とは、下記の産業廃棄物をいいます。）

○ 廃ポリ塩化ビフェニル等：廃PCB、PCBを含む廃油

○ PCB汚染物：産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類

○ PCB処理物：廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもので、所定の基準を満たさないもの

○ 鉱さい：環境省令で定める判定基準*に適合しないもの

○ その他

・ 政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準*に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物

・ 輸入廃棄物の焼却炉から発生したばいじん、燃えがら、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物等

○ 廃油（廃溶剤）：政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度に関わらない。）又はこれらの処理物

○ 指定下水道汚泥

* 環境省令で定める判定基準：三重県環境森林部のホームページからご覧いただけます。

「三重の環境と森林」→「条例と要綱」をクリック→「資源循環・廃棄物」をクリック

→「解説」→「産業廃棄物処理の手引き」の7ページに掲載しています。

3 三重県内で産業廃棄物処理施設等を設置しようとする皆様へ（産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ中間処理業者、最終処分業者が対象）

法手続や設置工事の前に、県に事前協議を行ってください。

産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等（第16条）

- ・ 県は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めます。
- ・ 県内で産業廃棄物処理施設等を設置しようとする場合など、産業廃棄物処理業者の方は、県の定める「産業廃棄物処理指導要綱」に基づき、必要な事前協議や同意取得等の手続を行ってください。

4 三重県の産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ皆様へ（収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者が対象）

- ・ **毎年度の産業廃棄物の処理の実績について、県に報告してください。**
- ・ **報告を怠った場合は、氏名等を公表します。（平成22年4月1日～）**

（1）産業廃棄物の処理状況等の報告等（第18条）

- ・ 三重県の産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ方は、前年度に処理した産業廃棄物の種類、数量や、処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地等について、**毎年、6月30日までに県に報告**してください。

また、報告の内容は閲覧することができます。

- ・ 産業廃棄物処理業者が報告をしないときは、その産業廃棄物処理業者の氏名や産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号等について、公表することができます。

（2）罰則（第26条）

虚偽の報告を行った場合は、**10万円以下の罰金**に処されます。

5 三重県内の土地を所有する皆様へ

（県内の土地を所有、管理、占有する人が対象。県外在住者も含む）

- ・ **土地の適正な管理に努めてください。**
- ・ **自分の所有、管理等している土地で土地の利用者が産業廃棄物の不適正な処理を行ったことを知ったときは、県に通報してください。**

（1）土地所有者等の責務（第6条）

県内の土地で産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、土地を所有、管理等する方（土地所有者等）は、土地の適正な管理に努めてください。

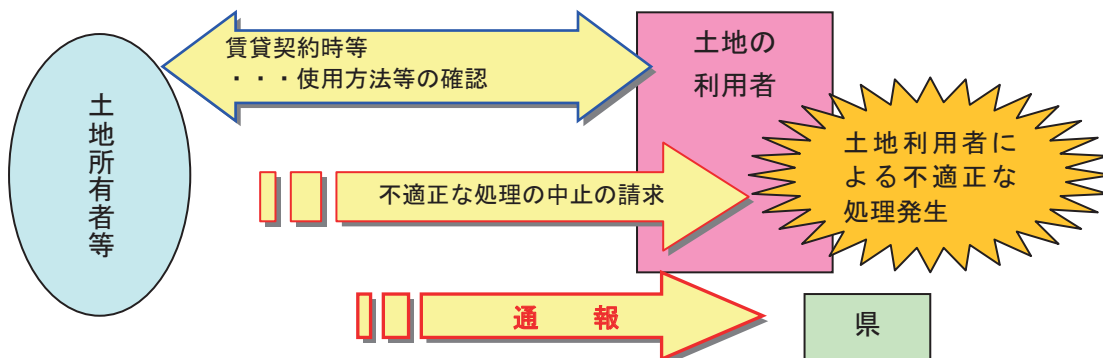
（2）所有地等の使用方法等の確認（第13条）

土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させたり、管理させたりする場合で、その土地に産業廃棄物が搬入されることが予想される時は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、あらかじめ、その土地の**使用方法を確認**し、その**使用の状況を確認**するよう努めなければなりません。

(3) 不適正な処理が行われた場合の措置 (第14条)

土地所有者等は、所有地等でその土地の利用者が産業廃棄物の不適正な処理を行ったことを知ったときは、その土地の利用者に対し、不適正な処理の中止を請求するよう努めてください。

また、不適正な処理が行われている旨を速やかに**県に通報**してください。



(4) 生活環境保全上の支障の除去等への協力 (第15条)

土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処分による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、処分者、排出事業者等又は県が講ずる**措置に協力**(注5)してください。

(注5：協力とは、たとえば、測量、産業廃棄物の撤去、ボーリング調査その他の作業のための土地の利用に御協力いただくことです。)

6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者の皆様へ (県内で PCB 廃棄物を保管する事業所が対象)

PCB 廃棄物の紛失や、破損等の事故が発生した場合は、直ちに回収等の措置を講じるとともに、速やかに県に届け出てください。

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等 (第20条)

PCB 廃棄物を県内で保管する事業者の方は、保管中の PCB 廃棄物を紛失したときには、**直ちに紛失の状況について調査**し、紛失した PCB 廃棄物を**回収する措置**を講じてください。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等 (第21条)

PCB 廃棄物を保管する事業者は、PCB 廃棄物を保管する施設の故障、破損などの事故により、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下に浸透して生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について**応急の措置**を講じ、かつ、**速やかに復旧**するよう努めてください。

また、この場合、**直ちに**その事故の状況を県に**通報**しなければなりません。

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等 (第22条)

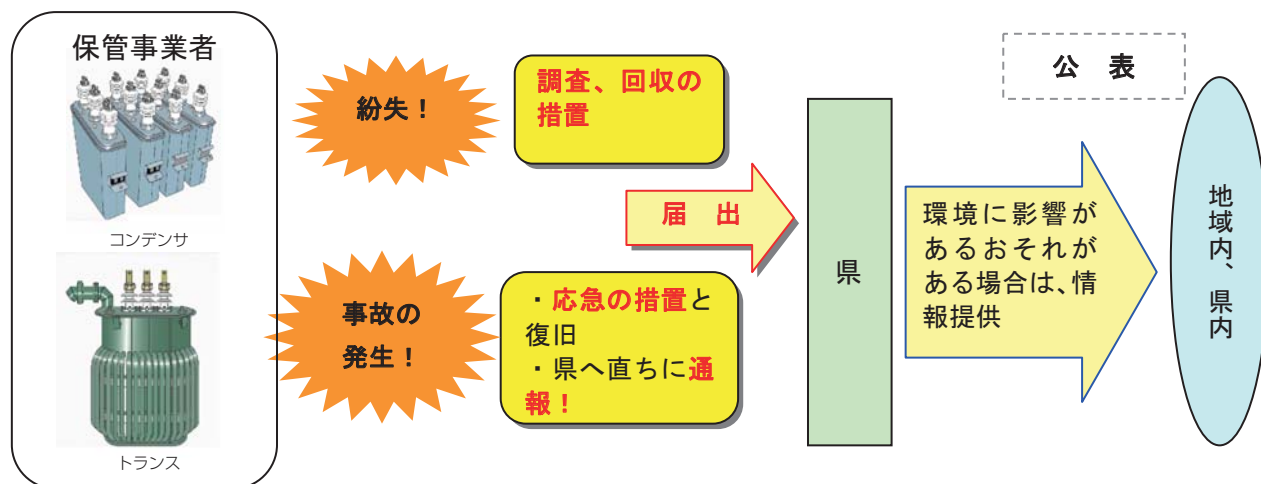
・保管中の PCB 廃棄物の紛失や事故があった場合は、紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講じるとともに、紛失や事故時の状況や、再発防止のための必要な措置などについて、県に**届け出**なければなりません。

・県は、紛失や事故の届出があったときは、**届出の内容を公表**することがあります。

・県は、届出があったときは、紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知します。

(4) 罰則 (第25条)

届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は、**20万円以下の罰金**に処されます。



7 その他

1 行政処分等の公表 (第19条)

・県は、下記の**行政処分**を行った場合は、その内容を県のホームページ等で**公表**します。

- 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の違法な交付に関する命令
- 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止命令
- 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の業許可取消
- 産業廃棄物処理施設の改善命令や施設の使用停止命令
- 産業廃棄物処理施設許可取消
- 基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合の改善命令
- 原因者、排出事業者等に対する措置命令
- 土地の形質変更に関する措置命令

・また、県は、改善命令に係る改善措置等の報告があったときはその内容を公表する場合があります。

2 報告及び検査等 (第23条、第26条)

(1) 報告及び検査 (第23条)

県は、この条例の施行に関して、排出事業者や産業廃棄物処理業者、県外から産業廃棄物を搬入する事業者若しくはPCBを保管する事業者に対し、産業廃棄物の保管や処理の方法、その他必要な事項に関し**報告**を求める場合があります。また、三重県職員が上記の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を**検査**する場合があります。

(2) 罰則 (第26条)

事業者等が (1) で求められた報告をしなかったり、虚偽の報告をしたり、検査を拒否、妨害、忌避したりした場合は、**10万円以下の罰金**に処されます。

3 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取 (第17条)

県は、不適正に処分された産業廃棄物による生活環境の保全に関する支障の除去等を原因者等に命じる場合は、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くこととしています。

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の概要

第1章 総則（第1条～第6条）	第1条・2条 目的、定義 第3条～6条 県、事業者、処理業者、土地所有者等の責務
第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保（第7条～第19条）	第7条 処分を委託する場合の確認等
第1節 事業者の義務	第8条 産業廃棄物の保管場所に係る届出 第9条～第12条 県内搬入に係る届出等
第2節 土地所有者等の義務	第13条 所有地等の使用方法等の確認 第14条 不適正な処理が行われた場合の措置 第15条 生活環境保全上の支障の除去等への協力
第3節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮	第16条 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等 第17条 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取
第4節 産業廃棄物処理状況等の透明化	第18条 産業廃棄物処理状況等の報告等 第19条 行政処分等の公表
第3章 PCB 廃棄物の適正な管理（第20条～第22条）	第20条 PCB 廃棄物の紛失時の措置等 第21条 PCB 廃棄物の事故時の措置等 第22条 PCB 廃棄物の紛失時等の届出等
第4章 雑則（第23・第24条）	第23条～第24条 報告の徴収、立入検査等
第5章 罰則（第25条～第28条）	第25条【20万円以下の罰金】PCB 廃棄物の紛失時等の届出義務違反 第26条【10万円以下の罰金】 ・産業廃棄物保管場所の届出義務違反 ・産業廃棄物処理状況の虚偽報告 ・報告徴収、立入検査拒否、妨害等 第27条【科料】産業廃棄物保管場所の変更届出義務違反 第28条【両罰】第25条、第26条の罰則については、違反等行為者だけでなく、法人等にも同額の罰金

お問い合わせ・ご相談先

三重県環境森林部廃棄物対策室 TEL059-224-3310/2475 〒514-8570 津市広明町 13	届出等を行う地域機関		
	桑名 0594-24-3624	四日市 059-352-0593	鈴鹿 059-382-8675
	津 059-223-5083	松阪 0598-50-0530	伊勢 0596-27-5405
	伊賀 0595-24-8078	尾鷲 0597-23-3469	熊野 0597-89-6917

この条例及び施行規則は、三重県庁環境森林部のホームページ「三重の環境と森林」<http://www.eco.pref.mie.jp/>の「条例と要綱」に掲載されています。